

## 土砂の排出及びたい積に対する不利益処分に係る処分基準等

### 1 不利益処分の内容

土壌基準に適合しない土砂のたい積について、当該土砂のたい積を行っている者等に対して土砂のたい積の停止若しくは必要な保全措置を命ずること又は知事が確認している汚染土砂のたい積について、その後の事情により健康被害等が生じる等の場合は、当該土砂のたい積を行っている者等に対して土砂のたい積の停止若しくは必要な保全措置を命ずること

### 2 根拠法令・条項

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号。以下「条例」という。）第15条第2項又は第3項

### 3 整理番号

不エ14-64-15条 2項-20100401（汚染土砂のたい積の停止等命令）

不エ14-64-15条 3項-20100401（汚染土砂のたい積の停止等命令）

### 4 関連する法令の規定及び解釈文書等

#### （1）関連する法令の規定

なし

#### （2）解釈文書等

なし

### 5 処分基準

設定できません。（理由②）

### 6 処分基準設定の経緯

なし

### 7 不利益処分を行う権限を有する行政庁

知事

### 8 担当機関

当該たい積場を所管する環境管理事務所廃棄物・残土対策担当（ただし、秩父環境管理事務所にあつては、生活環境担当）

### 9 備考

## 土砂の排出及びたい積に対する不利益処分に係る処分基準等

### 1 不利益処分の内容

土砂のたい積の許可の取り消し

### 2 根拠法令・条項

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号。以下「条例」という。）第21条

### 3 整理番号

不エ14-64-21条-20100401（許可取消）

### 4 関連する法令の規定及び解釈文書等

#### （1）関連する法令の規定

なし

#### （2）解釈文書等

なし

### 5 処分基準

設定できません。（理由②）

### 6 処分基準設定の経緯

なし

### 7 不利益処分を行う権限を有する行政庁

当該許可を行った環境管理事務所長

### 8 担当機関

許可を行った環境管理事務所廃棄物・残土対策担当（ただし、秩父環境管理事務所にあつては、生活環境担当）

### 9 備考

## 土砂の排出及びたい積に対する不利益処分に係る処分基準等

### 1 不利益処分の内容

期限を定めて許可事業者に対して改善に必要な措置をとるべきことを命ずること又は土砂のたい積を行った者に対して土砂のたい積の中止を命じること若しくは期限を定めて土砂の除去その他必要な措置をとるべきことを命ずること

### 2 根拠法令・条項

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号。以下「条例」という。）第31条第1項又は第2項

### 3 整理番号

不エ14-64-31条 1項-20100401（措置命令）

不エ14-64-31条 2項-20100401（措置命令）

### 4 関連する法令の規定及び解釈文書等

#### （1）関連する法令の規定

なし

#### （2）解釈文書等

なし

### 5 処分基準

設定できません。（理由②）

### 6 処分基準設定の経緯

なし

### 7 不利益処分を行う権限を有する行政庁

知事

### 8 担当機関

許可を行った環境管理事務所の廃棄物・残土対策担当（ただし、秩父環境管理事務所にあつては、生活環境担当）

### 9 備考